

諮問番号：令和元年度諮問第6号

答申番号：令和元年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、A市内には予約の取れる病院はなく、また、B市内の病院でなければ、SDS検査は行っていないこと及び請求人の体質に合う薬を処方できないことから、主治医の意見により移送費を支給するべきであり、原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法、不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

A市内には請求人が受診できる医療機関が存在するから、請求人の病状を考慮するとB市内の病院に通院する理由がない。原処分は、法令に基づく適正なものであるから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、A市内には予約の取れる病院はなく、また、B市内の病院でなければ、SDS検査は行っていないこと及び請求人の体質に合う薬を処方できないことから、主治医の意見により移送費を支給するべきであると主張しているものと解される。

しかしながら、A市内には請求人が受診していない医療機関があることから、請求人が予約を取れる医療機関がないとまでは認められない。また、SDS検査は精神科診療で使用頻度の高い検査であり、請求人に処方されている薬は一般的な精神科診療で用いられているものである。よって、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年5月27日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、通院に係る移送費の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。

また、受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとされており、傷病等の状態により要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている。そして、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

この点、請求人は、A市内には予約の取れる病院はなく、また、B市内の病院でなければSDS検査は行っていないこと及び請求人の体質に合う薬を処方できないことから、主治医の意見により移送費を支給すべきであり、原処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、A市内には請求人が未受診の医療機関があることが認められる。そして、請求人が求めるSDS検査及び薬の処方については、処分庁の嘱託医師から、精神科診療で使用頻度の高い検査及び精神科診療で一般的に用いられている薬であって、A市内の医療機関においても広く行われている検査及び処方されている薬であるから、B市内の病院でなければ請求人の求める医療を提供することができないとまではいえないとの専門的判断が示されている。したがって、移送費の支給を認めるまでの必要性はないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子